

課税権の行使を指導しております。直接税部、間税部等の意見も当然そこに加わってくるという問題があったわけでございます。しかも大臣が申し上げましたとおり、協議団が裁決をする場合にも既往の通達にどうしても縛られざるを得ない。

この点が、今回改正されました点で申し上げますと、国税不服審判所はまず直接の課税権を行使いたしません。国税庁長官のもとに、しかもその外局的な立場から、包括的な委任を受けて審査事務を執行する国税不服審判所というものを新しくつくっております。この国税不服審判所はみずから裁決権を持っておりますから、課税権を行使した国税局長等とは全く無関係に独自の立場で裁決が行なわれる。いわば国税庁長官の持つております事前の執行機能と事後の補正機能とを機動的に分離をいたしまして、補正機能については国税不服審判所がもつぱらこれに当たるといふ点から、いわゆる一つ穴のムジナという考え方はそこで切断されるであろうと思ひます。

さらに、不服審判所長は国税庁の付属機関でありますから、みずから裁決をいたします場合に、既往の通達等が実態に合わないあるいは個別の案件としてはその通達が適合しないという場合には、独自の判断で裁決を下すことができることにいたしました。ただそういたしますと、執行と補正とが違ふ原理で動くことになるおそれがありますので、その場合に限り国税庁長官に申し出をして、そこで、いわば執行と補正との意思統一をはかるわけでございます。しかも、その場合に国税庁長官が従来どおり主管部局でございまして直接税部なり間税部と協議してきめるということになると、通達の適正化ということに若干の疑問も残りますので、その際には学識経験者を中心とする国税審査会を特に設けて、その審査会の意見を聞いて長官がこれに対する決定をなすという組織をとったわけでございます。この場合には、明らかに第三者である専門家と申しますか、学識経験者の意見を尊重をして、国税庁長官が通達の反省を行なうという形になるわけでございます。

従来の問題であった点は、すべて実体的には解決するものと信じております。

○広沢(賢)委員 たてまえはそうなっていると思うのです。ちゃんとした説明はそういうふうになつていふと思うのですが、具体的な問題に今度はいります。

まず第一番目に、先ほど説明があったとおり、主管部が力強く押されがちなこと、これは前の国税庁長官の泉さんもちゃんと認めていたですね。いろいろ協議団が議決したものを保持していても、主管部の判がなければこれは通らないというのだから、同じ穴のムジナだと言う。そうすると、具体的に聞きますが、今度のシステムというのは、主管部は全然切り離されるのですか。それについての保障は、この条文や政令の中でどこに書いてありますか。

○吉國(二)政府委員 国税不服審判所自体が国税庁の付属機関であるということと、それから審判所長みずから裁決をするということ、その裁決にあたりましては、審判官の協議が行なわれるという点、この関係が保障をしておるわけでございまして、そこでは、国税局長並びにその麾下の主管部というものは関与する余地がないわけでありませう。

○広沢(賢)委員 それでは、不服審判所長を任命したり、それからその人事権を握っているのは国税庁長官ですね。いままでの協議団も任命は大体国税局長がやっていた。で、国税庁長官が任命すること、国税局長が国公法に基づいて委任されてやっていたわけですね。人事権を握っている行政の権利救済、それから行政裁判をやるということ、全部握っているのだから、ムジナとタヌキが大ダヌキと変わっただけであるとみな言われていたんですが、そういう人事権は国税庁長官が握っているのではありませんか。その点についてはどうですか。

○龜徳政府委員 法律によりまして、大蔵大臣の承認を得て国税庁長官が任命するということになつております。これはもちろん基本的に、不服審判所そのものを一体司法裁判所的なものにする

か、やはり一つの行政機関の系統の中の不服処理とするか、基本的な問題があるかと思ひます。

基本的にはこれを行政機関の中の不服処理機関とする。その範囲内において、極力いままでの主管部なり何なりの制約をはずれるようにするという観点から申しますれば、任命権の関係につきましても、やはり行政機関である以上やむを得ざる点でございまして、実際面におきましては、極力そういった先ほど先生の御指摘のような主管部からの制約というようなことから解放されるように法律上の組織はなつております。また、そう運用せざるを得ないというような体制になつておるといふことは申し上げておきます。

○広沢(賢)委員 それでは聞きますけれども、条文のどこにいままでの主管部からきつちり切り離して、何ら主管部や国税庁の介入の余地がないという証明がどこにありますか。この間政令をもらいましたね。あの政令は、案外ひどい内容でして、何ら具体的な問題が入っていないですよ。表面的だけですが、あれを見ても、どこにあるか、ひとつ聞きたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 新法の第九十八条に「裁決」というのがありますが、「審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。」以下全部または一部の取り消し等が定められておりまして、第三項に「国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならぬ。」というのをいっておられます。従来の規定は、御承知のとおり、審査請求に關しては、国税局長が協議団の議決に基づいて裁決するということになつておるわけでござい

ます。決定をした税務署長及びその上にある国税局長みずから決定をいたした場合にも、その裁決は、やはり同一の国税局長がするということになつておりますから、職制上主管部が従来関与するのは当然であつたわけでございませう。今度は国税局長に裁決権がなくて、不服審判所長に裁決権がござ

います。また、不服審判所は国税庁の付属機関で唯一のものでございまして、地方に派遣をされておる首席審判官等は、いずれも中央の国税不服審判所の審判官としての立場として常駐しておりますから、その裁決はすべて審判所長の名において行なわれるわけでございまして、したがって、国税局長はこれに全く関与するという余地がないわけでございます。したがって、主管部もこれには関与し得ないということになつております。

○広沢(賢)委員 そうすると、今後は厳格に任命がやられるということだろふと思ひますが、それについてはもう少し、あとで具体的な問題を聞きます。

まず、大蔵大臣がおられますから、大きな問題でお聞きしますが、国税庁というところは、これは主たる仕事は何になるのですか。大蔵大臣じゃなくて、主税局長でもけっこうですが、これに書いてありますが、設置法二十八条に「国税庁は、内国税を賦課徴収することを主たる任務」としておるものであつて、権利救済の機関じゃない。権利救済のことなんか何も含まれていない。この間阿部委員が質問したときに、そういうものも全部統括すると言つておりましたが、ここで見ると違ふのですが、これについてはどうですか。

○龜徳政府委員 納税者の方々の不服が出ますのも、しよせんは、納税義務を最終的に御自身の主張を通して確定しようということでございます。最終的には、やはり納税義務の確定に關連することでございます。それで内国税の賦課徴収ということは、納税義務が確定いたしましたものと徴収はできないわけでございまして、当然、われわれが納税者の方々の不服をお聞きをしてこれを処理するということとは、内国税の賦課徴収の中に入つておると私は考えております。これも先ほど申し上げましたように、これを一体司法機関と考えるか、行政機関の一部と考えるかという問題とも關連することでございます。あくまでも行政機関の一部としてこの不服問題を処理しようという結論を出しました以上、そういう体制にならうか、かよ

うに考える次第でございます。

○広沢(賢)委員 いいですか、結局国税庁というのは税を取り立てるところ、この税を取り立てるところが権利救済について——間違つて取り立てたとか、いろいろあることがあると思うのですが、その最高責任は国税庁長官、その国税庁長官がやはり権利救済についていろいろ親切に取り計らうなんという器用なことではない。これは協議団の制度で批判されたことを、ちょっと大型になつて、繰り返すだけだというふうな思ふのです。それで、たとえば公正取引委員会ですね、それから労働委員会、社会保険の審査制度、それから海難審判制度、それから特許庁の制度とか、外国の制度から見ても行政裁判ですね。行政裁判でいて、完全にやはり独立機能を持つということが保障されていふと思うのですが、どうして税金のほうだけは国税庁長官のもとに置く、しかも運営は大蔵省令でいろいろきめる、という形でもって——裁判官も身分はちゃんとした独立した権限を持っていますから、そういうような形にしないのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○吉岡(二)政府委員 御承知のとおり、行政行為といふものは、行政行為そのもの、それからその補正といふものを含むのは当然でございます。行政不服審査法におきましても、行政行為に対する不服審査といふものは、まず当該行政行為が行なうといふことになつてゐるわけでございまして、この行政行為に対する批判を加へるとすれば、それは準司法機関なり司法機関でなければならぬといふのがわが国の一般の原則だと思ひます。もちろん行政機関に対する権利救済としての形は、行政段階における権利救済と司法段階における権利救済があるのは当然でございます。行政段階の権利救済においては、その行政行為を行なつた者がその行政行為の補正行為と申しますか、それを正す、それを全部含めたものが行政行為であるわけでございまして、行政段階の不服審査といふものは行政行為を行なう権限のある者

が当然これを行使するといふのがいまの制度のたてまえでございます。いまおあげになりました公正取引委員会その他は、いわゆる行政機関がやつた行為に対する批判を行なうのではなくして、独占禁止法その他の違反行為に対する一般的な準司法機能を行使するものでございまして、したがひまして一種の準司法機関として、その上訴機関は控訴審になるということでございます。行政行為そのものの正否を批判するものは、これはわが国では行政裁判所が置けないという憲法のたてまえから申しまして、司法機能によるほかはないわけであります。したがひまして、行政行為そのものを行政段階で権利救済をするといふことは、正しい行政行為にそれを補正するといふことを意味するわけでございまして。その意味では、行政段階の不服審査である限り、行政行為の権限を持つ者あるいはその上級機関がこれを裁決するといふのがわが国の大原則でございます。国税のみではなくて、むしろ例外は直接準司法的機能を行使する公正取引委員会などでございますが、これも他の行政機関の行なつた行政行為が正しいかどうかを判定するものではなくして、独占禁止法に反するような事実なり、不当なる取引なりを批判するものであり、それはしたがって直接の司法機能と実質的には同一のものであると考えるわけでございまして。

そういう意味では、今回の国税庁の中に置くといふ考え方は、あるいは御指摘のとおり、これを行政的な段階で処理する方針であるという点では従来と変わらないと思ひますが、もしこれを国税庁から切り離すといふことになれば、課税行為といふものを第三者として批判する機能でございまして、司法機能にならざるを得ない。その点から申しますと、三級審からなる司法裁判所がある以上、それにさらに準司法的機能なりあるいは新しい司法機能を加へるといふことは、現在のわが国の行政、司法組織から申しますと、ややと申しますか、非常に異例なものになるかと思ひます。

○広沢(賢)委員 この議論は、税制調査会でもつ

て相当議論になつてゐるわけですね。泉さんも言つています。税制調査会の中で、国税庁の付属機関とするか大蔵大臣の直屬機関とするかという点では、最後まで議論があつたといふ。それで主税局長は、主として国税庁の付属機関とするといふ議論をいま代弁されたにすぎないのです。それから自民党でも、これは相当議論を尽くしたといふことを、渡辺さんが言つています。したがつて、これは相当重大な問題であらうと思ふのです。

大蔵大臣にお聞きしますけれども、公正取引委員会にはちよつと性格は違ひかもしませんが、労働保険審査制度その他の諸制度、こつちのほうでいえば厚生大臣の直屬になつておりますね。なぜ税金についてそれができないのか、それについてお聞きしたいと思ひます。

なつてしまつた例があるのです。高い識見の方々のいろいろな座談会なんかずいぶん出ておりますが、税金について非常に高い識見を持つておる渡辺委員がここにいます。渡辺委員もやはり権利救済が主たるものであるといふことを言つています。これは確かに正當な議論です。権利救済が主たるものである、そのためにつくられたんですから。だから実務が主であるか権利救済が主であるか、この点についてどっちが主であるか。

○福田(國務)大臣 これは権利救済の機構でございますから、権利救済が主であります。しかし、権利救済といつても、ただいま裁判所で長いことかかるというふうなことであつては、そのこと自体が救済になりません。やはりてきぱきと救済が行なわれるといふことではじめて救済の実をあげる、こういうふうなことを考へるわけであります。そういういろいろな実務上の点も考へるときに、国税庁長官に帰属せしむることが適當である、こういう結論になるわけであります。

○福田(國務)大臣 今回の改正といふか新しい審判所の制度は、いまの協議団の制度がいわゆる同じ穴のムジナという色彩が濃厚であるといふ反省に立つて、国税局、つまり執行機関からこれを切り離そうといふ趣旨なんです。さあ切り離れた、その救済をどういふ位置づけをするかといふことになりまして、いまこれを社会党の法案を見ますと、総理府に置くといふような考へてございまして、あまりこれが実務と離れたところに置かれるといふのも、非常に案件が数多からうので、そういう実際のさばきというふうな面から見て適當ではないのではないかと、そういうふうな思われ

重要なんです。つまり実務といふことで、たとえば協議団の例を言いますと、早く事務を処理しろと処理しろといふことで、これはいままで大臣も御存じだと思ひますが、シャウブ勧告が出て、それで民間から協議官を登用した、第一回目に一番初めだけ。あとは全部税務畑からどんどん入れるといふことですね。最近では、民間から登用した協議官や何かは、簡単にいうとば捨て山といふようなことを言つてゐる。

実際の例を申し上げましょう。こういうことを言つてゐるのですよ。大阪の国税局協議官は五十四歳以上はやめちまへといふ退職勧告をやつてゐる。長年いる協議官は結局役に立たない、税務署の若い者を取り立てるほうがいんだといふことを言つておられます。志場さんはなかなか良心的な方ですが、その志場さんが、協議官は足でかせぐ商売だ、郵便配達じゃあるまいし、といふことを言われているのです。それから脇坂さんという人は、鳴かないウグイスはウグイスじゃない、だか

ら早く事務を処理しろということでは、なんばん督促している。それから前の大島調査部長は、ネズミをとらないネコは税務官吏じゃないということ、第一線の若手をやるというので、税務大学校を卒業したばかりの人をどんどん入れて、それに事実調査をやらせる。そうすると、事実調査、認定をされる人たちに、たとえば白の人、は、どうしてこんなに非常に過酷な——過酷という、去年から比べて多くなったんだらう。わからないんですよ。わからなくて行ったところが、あとで言いますが、ずっと審査請求人の主張を明らかにしなければならぬというので、だつと並べて、さあどうだと言われる。おろおろしちゃう。そういう問題でもって事務を処理しろ、事務を処理しろといつて、とつとこやるといふ形だから、結局協議団の権利救済は名の上ですね。なおしかも、あとで申しますが、協議官が前主管部の国税庁直属の総務部長や何かからすごい侮辱を受けたり何かしている、こういう状態がずいぶんあるのです。つまり、法律や政令が改正されなくても、だんだんこの協議官というものは有名無実になって、押し込められてしまふ。ペンフレットによると、協議官という人がいて、非常に公平にやつて、その協議官は合議制でもってやつて、十分権利救済をしなければならぬというのですけれども、それはもうそのうそっぱちだ。そこで、私は協議官制度というものはどうなのかということをお聞きしたのです。

話をもとに戻しますと、つまり権利救済が主であるか、事務処理をすべきやるのが主であるかというところは重大な分かれ目であらうと思うのです。事務処理といへば、たとえば同じ建物の中にいるか隣の建物にいて、ちゃんと連絡がとれるのですから、弁明書をよこさない、調書を取りなさいとか、いろいろなことを要求できるのですから、幾らでも実務処理はできるのです。ですから、一番重要なことは、権利救済であるということをお認めになるとすれば、この問題をずっとあとという逐条審議をしていくときのためとて、

きわめてこれは重要なものになると思うのです。権利救済であるということをお認めになり、主として考える。それを主として考えた場合には、たとえば国税庁長官のもとに置くというの、これは意味をなさない。なぜかといつたら、それは事務処理が従って権利救済がおもだとすれば、そうすれば、自分がいろいろなことをやったことを自分で訂正するということは、まして税金という権威を持つところではできない。そうすると、これは大蔵大臣のもとに置く。つまり、どうしてそういうことをやましく言うかといふと、人事任命でもって運営が全然違うのです。それはそうす。自分の昇格昇格から何か握っている人に対して、これは間違いだとか、あそこだといふことは、システムとしてなかなか言えない。そこで、与党の委員の方も言っているとおりの意見が出るのです。笑っているけれども、そのとおりです。正しい意見です。だれど社会党の案としては、どうしてそれでは総理府に置くかといふと、総理府に置く制度があるじゃないか。税金というのは、ほかの労働保険審査制度や何かより、より重要ですから、したがって、総理府に置いて、人事任命は総理府が責任をもつてやる、大蔵大臣と相談して責任をもつてやるというくらいは行政救済、行政裁判の制度にするのがほんとうではないか、ほんとうはそうじゃないかといふのです。大蔵大臣どうですか。

○福田田務大臣 ただいま申し上げたようなわけで、これはねらうところは権利救済を適正にやつていこう、こういうことです。ただ、権利救済といふことは、これがだらだらといつても慎重審査だと、こういうようなことではたして権利救済になるかといふと、やっぱり権利は迅速に救済されなければならぬという一面を持つと思ふのです。そういうような実質的運営の面を考えますときに、国税庁長官に付属させておくということが適正じゃないか。しかし、それでも、いま御指摘

の人事面等において問題があるというようなことも考え、この審判所の人事につきましては、大蔵大臣の承認を要するところまで気を付けておるわけでありませう。ねらうところは、権利救済を適正、迅速にやる、こういう考えだといふふうに御了承願います。

○大沢(賢)委員 そこまで大蔵大臣がおっしゃるなら、大蔵大臣の承認を要するといふんだつたら、大蔵大臣が任命するといふように、ほかの制度ではみんなそうなっているのです。それから国会の承認事項になっている点もあるのです。たとえば労働保険審査官は労働大臣が任命する、それで労働保険審査会については、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する、そこで審査制度を昇格させているのです。身分保障は、その意に反して罷免されることがないといふことで、ちゃんと規定をしているのです。このくらいの規定が労働保険審査制度でできるならば、もっと大事な税金の問題ではそのくらいのことはきつとやるべきじゃないか。これは当然税調でも出た意見だと思ふのですが、それについてどう思ひますか。

○吉園(二)政府委員 この点は、御指摘のとおり、税制調査会でも非常に苦労した、また非常に議論のあったところでございます。ただいま御指摘がございましたが、厚生省の付属機関の社会保険審査会は厚生大臣のもとに置かれております。社会保険庁のやつた処分に対する不服審査をその上級の厚生大臣の所管の審査会でやっておるといふ点は御指摘のとおりだと思ひますけれども、これもまたよく御承知のとおり、社会保険庁はむしろ作業官庁的な意味がございませう。政府管掌以外の社会保険に関する異議申し立てといふものにつきます。これは当然社会保険庁の権限にはございませう。したがって、社会保険関係の全体の監督といふものは厚生省の保険局が所管をしておるわけでありませう。したがって、異議申し立てといふものも当然厚生大臣の所管として行なうべきものでございませうから、厚生大臣のもとに保

險審査会を置いたわけだと思ふわけでありませう。大蔵省におきましては、関税の不服につきましては関税不服審査会といふものがございませうが、この関税に関する事務は大蔵大臣の直屬になっております。関税局長は大蔵大臣の補佐機関にございませう。関税局長のもとに審査会を置くわけにはまいりませう。やはり大蔵大臣のもとに審査会を置いておりますが、これは大蔵大臣が行政行為の最終責任者であるためであるわけではございませう。国税庁の場合は、各国の制度等にならなかつた、大蔵大臣は賦課徴収の仕事すべてを国税庁長官に委任をしておられるわけでありませう。そういう意味では、国税庁長官が最終的に行政上の権利救済は取りしかなければならない立場にあるわけではございませうから、ちょうど関税について大蔵大臣が自己の権限を行使するために審査会を置いたのと同じような意味で、国税庁長官の付属機関として不服審判所を置いたといふ関係になるわけではございませう。

権利救済——もちろん権利救済が主でありませう。権利救済と申しますのは、納税者は法律に基づいて租税を納める義務があると同時に、租税に基づいてしか税を徴収されない権利があるわけではございませう。この権利救済は、まさにそれを救済するものでございませう。それから同時に、それは行政行為としては不当な課税をしてはならないという行政行為に対する補正でございませう。その行政行為のいわば反省、それが権利救済と表裏をなすところに権利救済制度というのか、あるいは不服審査制度というのか、これは同一のものであることは御承知のとおりでございませう。そういう意味では、行政行為を執行すべき権限のある者が最終的な責任を負うのは、行政段階としてはやむを得ないことだと思ひます。

その点がいろいろ議論になりました。大蔵大臣のもとに置いてはどうか、あるいは総理府に置くのはどうかという議論も税制調査会で再三ございませうが、たとえば総理大臣のもとに置くということになりますと、総理大臣のもとに置かれた審

査会と国税庁の意見が一致をしないということが出てまいりました場合、国税庁長官はみずからの権限を信ずる限りは、これに対してやはり不服申し立てをせざるを得ない。そういたしますと、大蔵大臣の所轄の部局が総理大臣の所轄の部局を相手どって訴訟を起こすという結果になるわけでございます。内閣がありながら、そこで行政に關する統一がはかられず、行政機関同士で訴訟を起こすということは、どうもわが国の制度としてはなじまないのじゃないかということから、総理府の中に置くという考えもすいぶん有力に税制調査会の中で主張されてきたが、最終的にはこれはいまの段階ではちよつとわが国の制度としてまだ早いというか、熟していないということでやめにしました。

続いて、それじゃ大蔵大臣のもとに置いたらどうかという考え方も出たわけでございますが、いま申し上げましたように、ほかの審議会その他を比べてみますと、それぞれその行政行為の最高責任者のもとに審議会を置いているというのが日本の制度でございます。そういう意味では国税庁に賦課徴収の権限が委任されている現段階におきましては、国税庁に置かないと、どうも日本の制度としては一歩踏み出すことになるのではないかと。大蔵大臣のもとに置きましても、これは結果においては、大蔵大臣としては所轄の国税庁長官でございますが、国税庁長官に全面的に委任をした行政行為について、あらためて大蔵大臣が批判をする、その場合はあるいは主税局長が補佐するということになるのかもしれないが、主税局長が言ったことに対して国税庁長官は不服であれば、これを裁決する第三者がまた要るということになる。行政段階でそれがないとすれば、国税庁長官はこの場合にはやはり承服できたいということとで、裁判所に文句を言うということになれば、やはり総理大臣のもとに置いた場合と変わらぬではないか。だんだん詰めてまいりますと、結局国税庁のもとに独立の機関として置くことがいまの日本の制度としては一番ふさわしいという結果に

なつたわけでございます。

○広沢(實)委員 そんなことはないですよ。生活保護の問題でもその他でも、行政不服審査法ですね、行政不服の問題でやつたときに、裁判所で争つてやるでしよう。憲法違反であるとか何とかということは、それだけちゃんと認められていく事務処理で、税金というのは事実認定の問題が多から、憲法解釈じゃないといったって、そうだったらたとえば審査会があるのですよ。通達については通達に違反したことに文句があったら審査会で取り扱うでしよう。だから、やはりそれは機構として幾らでもやり方がある。現にいつもやつてはいるのです。税金の問題で憲法に違反するとかその他重大な問題だったら、これは最後に裁判所に行くんだ。最後に行かれないなんということはないでしよう。最後に行くだから、やはりそれは権利救済ということをするんだから、いまおっしゃつたことは一種の行政のはうの都合の問題で、制度論として、それから国民の権利救済としてはこれは当然、一番初め行政不服の問題から立て方が始まつて以来、ちゃんと守るべきじゃないですか。行政裁判の独立性というものは守らなければいかぬと思うのです。

○吉國(二)政府委員 私の言つたことがちよつと不正確だったかもしれないが、私が申し上げたのは、行政機関がやつた行政行為に対して、他の行政機関が批判するという体制は日本にはないということを示したわけでございます。ですから、行政行為に対して他の行政庁が批判をした場合に、批判をされた行政庁が相手方を相手どつて訴訟を起こすというようなことは、日本の制度では考えられないということを示したわけでございます。もちろん租税についても、国税庁なりあるいは国税不服審判所の裁決に不服があれば訴訟にいくというものは、これは当然でございます。ほかの不服審査法でも異議申し立てなり審査請求をし

て、不服があれば、それに対してその不服のある行政機関でないものが行政訴訟を起こすというものは、これは当然でございます。ただ、私が申し上げたいのは、行政段階で、一つの行政庁がやつたことを他の行政庁が批判をする、あるいはそれを否定する、その場合には、否定された行政庁が権利として当然権利の主張をしなげばならない。それは行政庁の中では、本来なら内閣で処理するべきものである。それが、行政機関同士が機関訴訟を起こすということ、いまの日本の制度ではあり得ないということを示したわけでございます。ですから、納税者が行政機関に対して不服だから訴訟を起こすのは、これは当然の権利でございます。いま、これがなければいへんことになるわけでございます。そういうことを私が申し上げたわけではないのであります。

つまり、行政庁の行為、これを他の行政庁が批判をする、それに対して批判を受けた行政庁が裁判所に相手方行政庁を相手どつて、今度は本来の納税者を別にして、行政庁同士が争いをするという訴訟は、日本のいまの行政制度、司法制度にかつてなかつたことであるということを申し上げたいわけでございます。

○広沢(實)委員 それなら国税審査会を設けていろいろやるでしよう。調査するでしよう。ですから、そういう点のくふは幾らだつてできると思ふのです。それで、それは一つの行政官庁がやつたことについての不服だからということ、形式論理として、実際は税金を取り立てる国税庁長官のほうにえらい権限があるのです。だから、そのぐらいいしたつてそれは権利救済として当然なんです。それでもやつとこやつとこだと思ひます。だから、そういう一番場はずれの例外的な問題を持ち出して、それで議論をしてしまつて、制度論で固定化したのでは、権利救済という機能はなさいと思ひます。したがつて、問題は、独立した身分、それから人事任命、それをどうやって保障するかということがきつめて大事だと思ひます。これでは独立した人事任命権はない、こう

見て差しつかえないですね。主税局長どうですか。

○吉國(二)政府委員 先ほど国税庁長官が申しましたとおり、国税審判所長の任命につきましましては、国税庁長官は本来任命権者になっておりますが、大蔵大臣の承認を得て、客観的な立場で任命をするということ、これは相當大きな例外だと思ひます。ちよつと厚生省の審査会について、国会の人事の承認を得るような考え方で、大蔵大臣の承認を得て任命するということで人事権の独立と申しますが、保障を与えるようにいたしてはいるわけでございます。

○広沢(實)委員 それじゃお聞きしますが、税金、これは一番大事なことだと思ひます。税金の文句で国会が成立したのですから、フランクス革命以来、これは一番問題だと思ひます。そうすると、労働保険審査制度と税金の不服審判所の制度とどつちが重要だと思ひますか、主税局長。主税局長が答えられなかつたら大蔵大臣にお聞きします。どつちが重要だと思ひますか。

○吉國(二)政府委員 もちろんいずれも国と国民の間にある重要な法律關係でございます。どちらが大事と私が申し上げるのははなはだおこがましいわけでございますが、もちろん国民の財産権に關する限りは、税金のほうははるかに大きいということは申し上げられると思ひます。

○広沢(實)委員 それほど重要だと思ひます。大蔵大臣もそうお認めになると思ひます。その重要なほうに独立した身分、それから権限、そういうものについて軽くて、労働保険審査制度のほうが重いというのは、これは全然意味が通らないと思ひますが、大蔵大臣いかがでしよう。

○福田(實)大臣 問題は、不服審判所がいかに独立性が保たれるかという点にあると思ひます。広沢さんの御所見では、人事権の点だけを指摘されておるようです。しかし、人事権といへども、先ほど申し上げましたとおり、これは大蔵大臣の承認を得るといふ点で、国税庁長官に全面的に委任されておるといふわけではないのであります。そういう点で人事の公正を期し得るといふふうに

考えておるのです。

私が先ほどから申し上げておりますように、国税庁にどうして置くかという、この不服案件といたのはかなり数が多いと、一般の司法手続で何年もまた何年もかかるというふうな状態に置くことは、これは救済そのものにならぬと思うのです。やはり迅速にして公正なる救済を必要とする、こういうふうな思ふのです。そういうことを考えますときに、国税庁にこれを帰属せしめるということが実際的である、こういう見解からいまい御提案をしておる、かように御了承願います。

○広沢(寛)委員 事務を迅速にやるということはわかりました。そのとおりなんです。

それで、今度は国税庁長官にお聞きしますが、この案件処理ですね。たとえば、この間阿部委員が聞きましてたけれども、異議申し立て審査請求の件数がだんだんふえておる。異議申し立てを認めたり何かするののは約半分ずつですね。そうなるけれども、人員の増強、協議団の中の人員の増強はどのくらいかということについてちょっとお示し願いたいと思ひます。

○龜徳政府委員 現在の協議団の予算上の定員は四百四十九名でございますが、御案内のように、全体国税庁の仕事は、年々法人数がふえてきますし、最近納税者の数もふえる、また非常にむずかしい案件もふえるということで、率直に申して事務は毎年累増の一方でございますが、全体の定員は五万一千前後でございます、なかなか全体の定員がふえない。これは御案内のように、定員をこれ以上ふやさないようにという全体の政府としての方針にもわれわれは当然従わなければなりません。その範囲内では、非常にむずかしいでございますが、あたためたい目で御処理願つておるわけですが、たとえば本年度の予算等を見ましても、定員が四十六名ふえる程度でございます、なかなか協議団の人員をふやすという段階にはまいっておりません。率直に申して人数を特にふやすという措置は講じ得ない状況になっております。しかし、それならばじぜんそのまゝにしてお

るのかということでございますが、これは今後不服審判所設立とも関連いたすわけでございまして、やはり税務署段階でのいわば異議申し立ての処理というものが、率直にいつて、従来でございまして、いずれ三ヶ月期間が経過いたしますと国税庁に移るということ、期間が経過したと移る分もございまして。そういうことで件数がふえてくる点もございまして、やはり税務署段階での課税処分に対する納税者の方の不服がありましたときの見直しの体制、またそれを人をかけて見るとか、こういう点を相当しっかりやることにによりまして、協議団もしくは今度新しくできます審判所に持っていく件数を極力少なくするということが可能ではないか、またそういう努力を片やしないければならない、かように考えております。

○広沢(寛)委員 見直し調査や何かあまり綿密にやらなくてもいいと思ふのです。この法律改正を見ますと、見直し調査や何か争点主義じゃなく、えらく範囲を広げているけれども、そんなことはしなくてもいいのです。文句を言ってきたことについて、これはこう、これはこうとてきばき処理すればいいと思ふのです。そんなことだろうと思ふのですが、大体国税庁長官の言っているとおりの状況だと思ひます。これはこまかい問題ですからあつて、大蔵大臣がおられるときにはなんです。

しかし、病人が相当ふえていますね。国税庁の中の健康管理では病人や何か相当ふえています。相当の過重な労働です。それで税務が非常に忙しいときにはほとんど団体交渉も拒否しているのです。だから、税務署の何とこのですか労働関係とかその他、簡単にいうと非常に過酷です。これは御承知のとおり第一組合、第二組合あるといつても、全部ひくく見れば国税庁長官の責任である。それは大きく見れば国税庁長官の責任である。いろいろその下僚の方の責任でもないのです。ただし、へんてこな人はいますよ。国税庁長官知らないけれども、へんてこな人がいるのです。二、

三人あつて例をあげますが。しかし、全体としてはこれはやはり人員不足なんです、非常に大きな、いろいろな件数がふえていることに對して、これを処理するのだったら、やはりそういう処理のしかたがあると思ふのです。

一番大事なのは、この事務処理の問題ではないと思ふのです。独立した身分と独立した仕事ということですね。これは人事任免が、先ほどよく言いましたけれども握られていて、たとえば協議団は国税庁長官が任命するので、ところが、実際は全部国税局長が任命した任命書でもって処理されている。そういう形でずっと来ちゃっている。それで人事任免や何かを全部握つていて、それで粗略に扱われていて、国税協議団が満足な合議制や何かできていないのです。今度の場合も同じなんです。そうすれば私が言ったのは、もう一回申しませんが、やはり労働保険審査会ですら認めていられるように、国会の承認事項とか、大蔵大臣が直接任命するとか、その身分保障を与え

るとかいう点のはつきり法律に出てないということ、これはもう致命的欠陥である、こういうふうには思ひます。政令が何かでもってそれは嚴重に補強するのですかどうですか。じゃなかったら、これについてはやはり与党の委員、高名な非常に學識の深い与党の委員まで認めていられるような制度に、この際変えなければいかぬじゃないか。それが協議団制度を直した一番大きなあれだと思ふのですが、その点については大蔵大臣どうでしょう。やはり事務処理じゃなくて独立した身分、独立した権限、それでいまままでのような主管部が判を押さなければ、要否の判を押さなければどうにもならぬ。この間阿部委員が質問したのですが、キャッチボールということばがはやつて、きめたけれども主管部にお伺ひを立てて、主管部からまた回つてくるということ、これこそ事務の複雑なんですよ。キャッチボールをやつて、エスカレーターということばもありますがね。そういう状況なんです。だから、かえつて主管部が介入したり何かする

から事務が複雑になる。仕事はやはり税務畑の人が調査官で入つてきてもいいのです。ただし一つ問題があるのです。審判官はやはりこれはきちつと民間からも登用する。初めのシャウブの勧告のあの当時から審判官は民間からも登用し、独立した身分、そういうものが保障されなければならぬ。それから給与もそういうふうにならなければならぬ。そこでまず機構の独立について最大限努力をしなければならぬということが一つ、それから常勤で特別職というものは今の制度にないんありますが、この点については主税局長にお聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 国税審判官について特別職にするかどうか、これも税制調査会の答申では、御承知のとおりできるだけ身分を独立させて、特別の俸給表を適用するようにすることが望ましい、ということをお願いしております。ただ、現在公正取引委員会の審判官、海難審判官の審判官、特許審判官という、いわゆる行政審判制度の審判官も、いずれも一般公務員になつておるという点から、国税審判官を特別職的なものにするのは非常に困難でございます。一般の行政の原則から見ても、一応一般の公務員と同じ身分保障ということに落ちつていただつてございまして、けれども、俸給等につきましても、一般公務員の中でもその仕事にふさわしい俸給を適用するように、その級別定数の配置その他はそれにふさわしいものをすべく、国税庁でも努力をいたしておるわけでございまして。特別の身分にするというのには、行政段階の審判官としては、現在の制度ではいろいろ努力いたしましたがむずかしいという結論で、一般公務員に現在はおしてございまして。

○広沢(寛)委員 いまのお話だと、簡単に一言でいうと、それはもつともだし、そういう意見があつたんだけれども、むずかしいということなんです。私が言っているのは、俸給を上げ下げする、これは重要だ。民間人を登用するためには、それは必要だと思ふんですが、そればかりでなくて、何でもこの常勤の特別職ということ言う

かという、やはり身分保障——裁判官というのは、身分保障されないでは裁判できないんです。いろいろのことをやれないんです。

で、さっきのに返りますけれども、大蔵大臣にもう一回お聞きしますが、権利救済が主とした問題である、税金は国の大もとである。不服審査について判定したり何かすることは、これは独立した身分、独立した権限、それを持たなければならぬ。そうすれば各省で設置されている行政裁判のいろいろの例から見ても、将来は、もしくは今度の国会でも、どうしてもやはりもっと上に高めなければいけない、こういう点については大蔵大臣いかがですか。

○福田国務大臣 その御意見につきまして、これはやってみまして、その運営を見た上、これでは不都合であるということでありましたら十分考えてみたい、かように考えます。

○広沢賢委員 あと、この問題はもつとほかの委員からも出ると思います。

私は先に行きまして、その次、国税不服審判所には審判官、副審判官、審査官、こういうものを設けていますが、いままでの協議団から審判官、副審判官とか、ずっと一ぱい分けちゃって、いままでの協議団もそうするとこの分けた中をもって審判官に行く人もあり、それから副に行く人もあるという形で仕分けしてしまっている。なぜ副を置くのか、つまり裁判官というのは合議制なんですよ。いままで協議団は合議制をやってきたかどうか。それからもう一つは、こういうふうに分けた意味は何か、それをお聞きしたいと思えます。

○吉田(二)政府委員 審判所の扱います事案につきましては、それは毎々申し上げておりますとおり、事実問題が九五%くらいを占めております。したがって、審判官だけで不十分だと申ししますか、手が足りないという場合も、事実調査、審査というふうな問題になりますと、その審判官を補助する者が要するということは当然だと思えます。そういう意味で審判官、副審判官というものを

を分けたわけでございますが、協議をする者はいわゆる担当審判官というものが協議をするわけでありまして。その補助をいたします。ただ副審判官の中にも、判事補が判事の仕事をできるような意味で、適当な能力を持った者につきましては、審判官の仕事ができるという構成をとっております。さらにもっと事務的なものを処理するために必要でございますので、この三つの階層を分けて審判所の全体の事務処理をもっと迅速に能率的にやるように考えたわけでございます。この点は、先生のほうから御提出になっております法案でも、審判官、調査官及び事務官という三段階に分かれております。大体こういう考え方で考えられておられると思えます。

○広沢賢委員 それは違うのですよ。つまり審判官というのは事実認定が多い。大体九〇%が事実認定だから、調査してきた調査官の意見に基づいて、そして合議制で最終の判断を下すのが審判官三名ですね。ところが、現在の協議官制度というのは、合議制では全然ないのです。これは国税庁長官も御存じかどうか知りませんが、合議制はほとんど行なわれていない。協議官というのはだから表面上の合議になつてゐる。その上、今度は輪をかけて審判官、副審判官、それからその他というふうに分けます。そうすると事実を調査して、そして合議制でやるといふ制度が非常に欠けてきて、審判官というのは天下国家はわかるかもしれないけれども、下情はあまり知らない。それから白色申告者、八百屋のおやじさんの考えなんかをあまり知らない人が、事実認定について、お

おそうかそうかというところで済んでおる。そういう形で事実認定をする人はする人でもって、早く調べてこい、早く調べてこいと追いまくられる形になるというけない。

だからここで重要なことは、いわゆる税務畑、税務署長さんやなんかの卒業した人たちが来て、その人たちが簡単にいうと腰かけ仕事とか、いま協議団というとおぼけて山と言われている。そう

いうような形にならないで、厳然たる独立した機能を持つ、現在の協議官が尊重されるような、それがちゃんと移行するよう形にならないければいかぬと思うのです。

それで一つは、いままでの協議官、たとえば大阪の場合のように年をとったら早くやめてしまえというふうなことはするのにかしないのか。しないと思ひますがね、その約束をしていただきたい。

もう一つは、合議制の保障です。それからもう一つは、ここにも数字があるので、それが、関連するといかないからあれですが、協議官制度が今度は審判官制度に移行して、それで人員はどういうふうになるかということ。たとえば協議官が分かれてしまつたり、副はどういうことをするのかという具体的な説明をお聞きしたいと思ひます。

○徳政府委員 最初に先生、個別の、どういうところからお話を聞かれましたか、協議官は全部おぼけて山で、五十四になつたらやめていつてい

るというお話もちょっと極端なお話で、協議官の中にもいろいろの人がございまして、私たちが最近考えてまいりました点はむしろ逆でございます。先ほど主官部その他が横から干渉し過ぎるのではないかとこの問題を極力排除するために、たとえばよほどの問題でない限りは協議団独自でやはり審査決定の原案をつくれるようにする。また、人事上もこれは具体的な個別な話でありますから、ここで一々具体的に申し上げるわけにはいきませんが、やはり昔、局の法人税課長をやった人とか、また直税部のはえ抜きのしかりした者を逆に入れていくという人事上の配慮も実はいたしておるわけでございまして、現在ある協議団の改善も、片や決して手を抜いているわけではないことを申し上げたいと思ひます。

それから新しくできました場合のいりくり、もちろんやはり相当経験者がこちらに移る場合もあるろうかと思ひますが、これは新しい仕組みといたしまして、従来のように全く自由な人事上の交流ということとは相当やはり制約せざるを得ないかと

思ひます。特に審判官、首席審判官というところからは、自由な交流ということとは、制度のたてまえからしても、これはおかしいのではないかと。たとえば適任者であれば、機械的に五十幾つになつたらすぐやめいというわけにもなかなか相まいらぬのではなからうか。

いずれにしても、新しい制度でもございまして、先生もいろいろ御指摘になつた点、今後またいろいろ御指摘いただく点、十分勘案しまして、この制度の本来の趣旨が生きますように、人事面、具体的な措置、あらゆる面を通じて努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○広沢賢委員 一つ例を申し上げます。大蔵大臣がおられるところで実際の下情をひとつ聞いて

いただきましたんですが、たとえば、国税庁長官もよく知つておられる人のはずですが、なかなか温厚な協議官で、斎藤さんという人がいるんです。これに對して国税局の総務課の事務担当の補佐の渡辺さんという方が、これは「おいちよと待て」というところからずつと書いてあるのです。いろいろ私は調査しましたが、協議官というのは課長補佐よりかすつと重んじられなければならぬ。ましてや非常に温厚な、信望のある人ですね。納税者のこともよく考えている人、その人に対して、「ちよつと待て」と言つてから、「わかつたのか」とあつと時間を短縮しますが、公務員のいろいろのビラを配つていたということについて、よその人が配つていたんですが、それについてのいろいろのやりとりです。「わかつたのか」からぬのか」というところから、おまえは六法全書を知らねえんだらうということ、小六法を突きつけて、「読んでみろ」というふうなことを軍隊的に言うんですね。それから電話を使おうとしたら、「おれの承諾なしに電話を使うな」という言い方をしている。この渡辺さんという人は、もつとほかにはずいぶん一ぱい例があるんです、あとで申し上げますがね。組合の回交なんというものは全然拒

否している、すごい人ですね。どうもうな
ですね。こういう人が協議団に対してこうい
う態度をとっていて、実際に協議団の独立した身分と
か権限とか、そういうことができるはずないです
よ。

そこで、やはり考えなければならぬのは、協議官から審判官に移ることについて、人数の点で確かめたいと思うのですが、大体これに間違いはないですか。本部長十一名、副本部長三名、支部長が三十三名、主任協議官が二十九名、協議官が二百八十七名ですね。それから首席審判官が十一名で、次席審判官が三名、これは次長というわけですが、それから審判官が八十五名、それから副審判官が百二十七名、審査官が百二十九名という関係には間違いですか、どうですか。

○**龜徳政府委員** 協議団から申しますと、先生と同じことを言うかと思いますが、私の正確な資料を申し上げますと、本部長が十二名、副本部長が三名、協議官、これはちよつとこまかく申し上げます、税務職二等級の者が五十名、特三等級の者が九十七名、三等級が二百六名、四等級が六名。それから今度国税不服審判所につきましては、審判所長が一名、首席審判官が十一名、それから次席の審判官が中央に一名、地方に三名、審判官が、税務の一等級が十二名、二等級が六十九名、特三が九名、副審判官が税務の特三が四十四名、三等級が八十九名、審査官が税務職三等級が百十名、税務職四等級が二十八名、かように相なっております。

○田中委員長 はい。

○広沢委員 どうして私はこんなごまかいことを言うかという、實際上、協議団制度から審判所制度に移っていくについては、七月人事でいろいろ予定をしておるこれを見ると、下情に通じなければいかぬけれども、実際どういう仕事、どういうような状況で仕事をしなければならぬかと

いうことがありありと出てくるのです。ここで身分の保障とか独立した権限とかへったくれもあるものかということが出てくるのですよ。そこで私はいろいろとお聞きしているわけです。

これは国税庁長官の責任じゃないと思います。が、実際上は機構そのものとしてこういう非常に過酷な状況になっちゃっているんです。どうしてかという、事務を処理しなければならぬというのでどんどんやる。早くやった者が勝ちだということを押しつける。それは若い人のほうが足が速者ですから、庶民の中に入って、ぱっと聞いてぱっと帰ってくるのがいいということになれば、たとえばいま税務署ではやっているのは、税金をとり立てたら出世する、額に応じて、量に応じて出世するというので、何でもいから取り立てるという気になっちゃう。ですから不審査が多いのですよ。それでそういう気持ちですとみんななやましておいて、そして、若い者がいいんだ、言うことを聞く若い者がいいんだという。そうすると、ああ気の毒だな、事実認定をこうしなければならぬ、事実認定の多い仕事ですから、そういうことでもっているいろいろ考えてやっている庶民の審判官というものが少なくなってきた、税務大学校を出て——税務大学校の話もあとで聞きますが、たったかたまったかやるとい形で、つまり昔の軍隊の少年兵とか下士官とかいう形でめっちゃにやる。そういう人たちがふえて、そしていままでの良心的な協議団の人たちがさっき言ったようなことをどんどん言われて、志場さんですらそういうことを言われるのですから推して知るべし。そうすると、みんなそういうふう言われれば、ずっと大阪のように退職勧告をされて、人事が入れかわって、しかも首席審判官と副審判官に分かれて、協議官を分けちゃってどんどん能率よくやるということになると、権利救済のほうがおそろそかになって、事務処理でもって、たとえば協議団は非常に公平に皆さんの税金についての文句を聞きますというような国税庁のペンフレットと全く相反した形の状況が実際上はずっと進んでい

く。それに今度は入っていくんじゃないかという
ことで私はお聞きしたのです。それですから、い
まの協議団の機構がどういう新人事、機構になる
か、人数、それを資料要求しておきます。

それから、この際一方的な配転とか退職勧告とか、取り立てるほうに便利のようにやるような形をしないこと、それから新しい機構でどういうふうにこれをやっていくのかという問題について、まず第一番目に重要なことは、一方的な配転や退職勧告、大阪でやっているようなことをしないです。どういうふうにやっていったらいいかということについて、国税庁長官にお聞きしたいのです。

○龜徳政府委員　最初に、どうも先生、何か古いのを出して若いのを全部押し込んでぎゅうぎゅうやるような印象が非常に強いようなお話でございしますが、全く逆でございまして、これは後刻差し上げます数字でござらんになればよくわかると思いますが、むしろ非常に等級別の高い格づけをいたしております。たとえていえば審判所長、それから首席審判官は指定職と申しまして、大蔵省でいへば次官、主計局長、まあ私、それぐらいしかもらつておらない職を与えるようにいたしております。すし、それから行政(の)一等級が十一名ということとは、首席審判官をいわば国税局長と同じ格づけをいたしておるわけでございます。さように、私をいたしておるわけでございます。ことをまず申し上げます。

それから具体的な、いずれ部外から移っていた
だく方も当然あるかと思いますが、そのときには
もつばらやはり適任者を選びます。

それから、常日ごろ私たちがやっておりますこ
とは、これだけ多数の職員、そしてまた相当仕事
の性質上どうしても異動、転勤を——一つのとし
ろに定着しますと、どうしても納税者の方々との
特殊な関係が強く出過ぎますとやはり弊害がある
のではないかということで、転勤をある程度やっ
ていかなければいけないというようなわれわれの
仕事の上からくる当然の制約がございます。同時
にやはり職員の家庭の状況、そういう点を十分

把握しなければいけないということで、常に身上申告書というものを事前によく聴取をいたしまして、家庭の状況、家庭に病人がいるか、子供の学校の進学状況はどうかというような点を十分把握しながら——これは一般的にいたしておりますが、特にこの国税不服審判所に関連いたしましたは、そのほかに加えてやはり適任者をいかにして見出すかということが重要なポイントかと考えております。その点につきまして十分慎重に処理したいと思っております。

○**広沢賢一**委員　いまの国税庁長官の御答弁でも、税金を取り立てる国税庁の職員一般と協議官の問題とがごっちゃになっているのです。それはあげ足をとるわけじゃないですが、やっぱりごっちゃになっているということは、税金を取り立てるものとそれから人民の権利救済を主たるものというのが国税庁長官のもとに統轄されているからそういう答弁になるのですよ。やはりこれは独立した身分とそれから権限を持っているような形にしないと、亀徳さんほどの人材で評判がいいのだけれども、そうなってしまふと思うのです。だから、やっぱりこれは機構として分けなければいけない。いまおっしゃったのは、給料をどのぐらい号俸給によって払うかという問題で、私の言っているのは違うのです。それは人間は食うだけで生きるにあらずというやつでね。さっきの斎藤さん、協議団がやられているような侮辱、下士官が上級の軍医、将校をあしざまに言うようなことと同じですよ、どっちに権限があるのかという。そういう形になるような雰囲気、機構、システム、それが大事なんです。そういう問題を言わないで、ただ号俸給で優遇したということじゃないのです。あの人たちは号俸給で給料がいいから行くというわけじゃないのです。それはやはり国の仕事に生きがいを見出しているんです、権利救済。そういう点はやはり重要だと思ふのです。だから、学校の先生とか裁判所のお役人とか裁判官というの、俸給や何かでもって、副収入もなくてということがあるても生きがいを感じているのと

同じです。したがって、やはりその問題ですね。だから、ただ税務職員一般という形で論じるといふその考え方は、それについて反省していただかなければいかぬと思うのです。

それで、「国税審判官の資格を有する者は、次に掲げる者」ということで政令事項で説明してきていますが、「弁護士、公認会計士又は税理士の経験を有する者」以下ずっと書いてありますが、これはほんとうに実現するのですか。こういう人たちはちゃんと入れるという保障はあるのですか、それをお聞きしたいと思います。

○**龜徳政府委員** 具体的な人選の問題になりますと今後の問題ではございますが、やはりそういった範囲の方々から有能な人材を選びたいと考えております。ただこういった問題は、いまま何名探るかというようなことはなかなか具体的なあれで、いまの段階で申し上げられることではございませんが、そういった方々の中からやはり適任の方を極力選考で選ぶということをやりたい、かように考えております。

○**広沢(賢)委員** 何人、どういうふうにしてやるのかですね。たとえばあなた御承知ないけれども、ここに組合とそれから東京国税局の総務課長さんのやりとりが載っているのですが、そこで答えたことについて国税庁長官、御承知ですか。

○**龜徳政府委員** いま具体的に議論した点、こまかく承知いたしております。

○**広沢(賢)委員** そうしますと、いままずっと長官が並べましたけれども、実際には国税局では「協賛」と審判所の役付ポストの比較で増加分は民間かというところも考えなくてよいと思う「一ぱい一ぱい」と言っているのです。結局税務署を卒業した人や税務署長がみんな来てしまうのですよ、実際は。だからこういうふうに答えるのですよ。そうすると、何にも保障はないのですよ、あなたのおっしゃることは。ずっと長いことしゃべりましたけれども、先ほどから私は聞いていますと、全部たてまえたで出てくるのです。ところが、実際にこういう運営とかいろいろなもの

見ますと、全然違うのです。だから、この問題についてどういう保障があるのか。ここにちゃんと政令では書いてある。ところが、それについての新しい予算措置が入っているとかその他については何ら書いてない。むしろ反対のことを言っているというところになっちゃうのです。それについてどうですか。

○**龜徳政府委員** 私は、東京国税局の総務課長が何と言ったか知りませんが、いま全然民間から採らない、そういうことを、まだ法案が通ってこないわけではございますが、言う段階ではございませぬし、また、これは先ほど申し上げましたように、何名採るかということもここで言えるような性格ではないと思います。ただ問題は、やはり国税に知識のある方とございませぬと、ただばつと出てきて処理できるという性格のもではないことは、前回たしか広沢先生の御質問の中で私はお答え申し上げたと思うのでございませぬが、そういう前提はあるわけではございませぬけれども、その中で、政令でたまたま指定された範囲の中から極力公正に審判官を採用していく努力をしていきたい、かように考えております。

○**広沢(賢)委員** そうすると、もしこの法案が通れば、具体的に七月から発足するのでしょうか、切りかえが。そうすると、具体的にどういうふうにかえるかですね。それから来年の予算はどうするかというところについてはつきり言ってください。

○**龜徳政府委員** 法案は来年の一月一日から実施ということになっておりまして、三ヶ月分の予算が本年度の予算に計上されております。

○**広沢(賢)委員** それは審判官の中の何名でどういうふうにかえるのかということをお聞いているのです。

○**龜徳政府委員** 予算書の上では、先ほど申し上げましたように、審判所長、等級ごとに何名というふうに予算書に書いてございます。先ほど具体的な数字を申し上げましたように、審判所長、指定職一名、それから審判官で税務一等級は何名、二等級は何名というふうに予算書に書いておりま

す。

○**広沢(賢)委員** 私が聞いているのは、こういうふうに大学教授から全部書いてあるんですよ。「裁判官又は検察官の経験を有する者、公認会計士又は税理士の経験を有する者」だったら、そういうの中からどのくらいの見積もりでどういうふうにかえるかということをお聞いているんですよ。私聞いたら、たとえば税務署長さんからどういうふうにかえるかというふうな問題についても今後いろいろとやるんでしょう。ここに書いてあるのはちゃんと入る予定はない、満ばいだと言っているんだから、そうすれば、どういうふうにして民間人を登用するのかということをお聞いている。比率はどのくらいにするのだというふうなことも答えられなければならぬでしょう。それを聞いています。

○**龜徳政府委員** 先ほど来申し上げましたように、何名というところは予算書の上では当然出てこない話でございませぬ。したがって、採用の方針といたしまして、考え方はどうかということではございませぬが、やはり私たちの気持ちといたしましては、極力審判所長ないし首席審判官という方も、なかなか全部外部からというわけにもまいらぬかと思っております。そういう少くとも必要なところには外部から有能な人を迎えたい、かように考えております。ただこれは専断でございませぬので、ほかの仕事をやりますと、たとえば税理士をやりますと審判官になるとかというものは一切許される性格のものではございませぬので、はたしてどれだけ外部から採り得るかというところは、率直に言って半数——その数を相当外部に期待するということはやはり困難かと思っております。その点は率直に申し上げたいと思っております。したがって、やはり現在内部から相当経験者が国税審判所に移るというところもあり得ようと考えております。

ただ今後の問題として、一ぺん移った——特に審判官以上のクラスについてはこれは別個の機関として移ったことではございませぬから、やはりあまり激しい人事交流ということではなしにそこに定

着していただく、あわせてまたその余地を残しておきまして、外部の優秀な人も採るといふふうをこらさなければならぬ、かように考えておる次第でございませぬ。

○**広沢(賢)委員** そうすると、画期的な発足ではないわけですね。いま言ったのは半分は無理だ、そう言ったですね。ちょっと言ったですね。実際上は、いろいろわきまを置いているところでは、国税庁が民間の人を登用するなんてそんなばかたことをやるもんかというふうなことを言っている人がいるんですよ。実際そうでしょう。そうすれば、これはとてもじゃないけれども、うそを言っているということになる。だから、この政令でこういうものを出すというところはけしからぬじゃないかというところになっちゃうのです。これはそうすると国会答弁用の政令のあれだということになるのです。そうすると、やっぱりもつときちっとこの不服審判所を権利救済、庶民のためにやるんだ、協賛団はいままでの考えではいけないんだ、そういうことでやるんだしたら、一番目にいままでの協賛官の国税庁に対する従属性、そういう形で人事でもおどかされる。それからその次にこういうシステムの移行の問題、これはやっぱりきちっと考えなければだめですよ。誠意あるあれをしなければ、ちゃんと画期的にいくというわけにいかぬと思うのです。いままでたとえ協賛官が平等の原則に基づく合議制をとったことがありますが、これについて国税庁長官、主税局長でもいい、自信を持って言えますか。

○**龜徳政府委員** 軽微な事件のときには、おそろく書面の上で協議の形をとることがあるいはあろうかと思っておりますが、基本的には協議の体制でやっております。

○**広沢(賢)委員** 実際上は、主管部が用意した長い書類があるのですが、不服審査からやってきた流れを詳しく言えば、あとで言いますが、全然なっていないのです。非常に協議官が圧迫されておる。そして合議体の長である主任協議官、これは実際に浮き上がっている。実質的な合議に参加し

てない。これは御存じのとおりだと思ふんですね。したがって、年度の改正案で合議制でしかりとそういうものを保障するということについて、しっかりと法律でどこでどういうふうに保障するのか、お聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたように、第九十八条の三項には、「国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならぬ」と法律上の明文を置いたわけでござい

ます。

なお、いま御指摘がございましたように、協議官が圧迫されておるといふお話でございますが、もし圧迫されておるといふ事実を仰せられるならば、その原因である協議官が裁決権を持たないという点が改善されておることから申しますと、これは圧迫というものの一〇〇%がなくなったとお考え願ひするわけでございまして、非常にそこは違ふと思ひます。私はそういう意味で、年度の制度は税務当局としては相当思い切ったことをやっていると信じております。なるほどいままで仰せのとおり、私が国税局長をやっておりますときには、協議官の議決はちゃんとございました。議決報告書というものがございまして、それにしかるべき意見がついております。これは事実であります。しかし、局長としてはこの議決をできるだけ尊重して決定してきたわけでございまして、今度、局長のところへ行かないわけでありまして、主

管部も見余地がない。審判官が思ったとおりの裁決をするわけでございまして、しかも御指摘になつたような問題は全部解消すると私は思つておるのでござい

ます。

は、きまつた納税者と接触するわけではありませ

ん。不服のあつた納税者が来るわけでござい

ますから、常に違ひ納税者が来るというのが普通でござ

いますから、配置転換その他についてもおのず

からその考え方は違つてくると思ひます。これは

やはり法律が施行されましたならば、御指摘のよ

うな点を十分考えながらいい方向に持つていくた

めに国税庁としても努力してくれと思ひます。

ほんとうに国民の権利を救済するということは全

税務当局としても熱望し、また努力しておる問題

でありますから、私はこの制度が決して曲がつた

方向に行くような運用をするとは考えておりませ

ん。

○広沢(賢)委員 休憩に入るそうですが、その前

に一言、この問題は重要ですから。

主税局長の言つていらっしゃるのをみると、ああそ

うかなあと言つてしまふようですが、具体的な材

料あるんですから、よく考えてみますとまづつば

で、待てよというのでなにするわけで、そうする

れからまたずっと詰めていきます。大蔵大臣とし

てはその基本方向を——主税局長の答弁では、い

まは時期尚早であると言ひます。いま急に變

えることはできない。だけれども、税調でこう

いう意見があつたのですから、近い将来の方向

としては、そういう方向に諸外国にも例がある

のだから、そういう方向に行くという問題につ

いてもう一回御答弁を願つておきたいと思ひま

す。

○福田國務大臣 この制度はあくまでも権利救済

ということが主眼です。しかし、権利救済という

ことの内容は何だというと、公正なる法の適用と

いうこともありますが、同時に、これはただらら

と案件が引き延ばされるということであつてはな

らないので、迅速ということもまた大事な問題で

あるというふうに権利の内容として考えられるわ

けなんです、そういうことを踏まえて、實際的に

これが権利救済の働きをするように考えなければ

ならぬ。そういうふうに考えますから、まあと

たします。

午後零時三十四分休憩

午後二時十二分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きま

す。

○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたように、

第九十八条の三項には、「国税不服審判所長は、

前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び

参加審判官の議決に基づいてこれをしなければ

ならぬ」と法律上の明文を置いたわけでござい

ます。

○田中委員長 御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

午後一時三十分再開することとし、暫時休憩い

たします。

午後零時三十四分休憩

午後二時十二分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きま

もあつたかと思いますが、今回は異議申し立てをした場合には、白色申告者に対して、その決定をする場合にはもちろんのこと、決定しない場合には、三カ月の時日を経過した後教示をいたします。それを審査請求として申し出ができる旨を教示いたしますが、その際には原処分の理由を明らかにすることにいたしております。したがって、審査請求の趣旨及び理由というものである。したがって、単に趣旨及び理由と書いて、中身は何にも書いていないというのでは困るのであります。そういう意味では、むしろそれです。また一々補正命令を出すというよりは、あらかじめこのシステムとしては、趣旨というものは「処分の取消し又は変更を求める範囲」、これはどこに不服があるか、幾らが不服なんだというのを書くのは当然でございます。また理由についても、こちらが示した理由が不当であるというものでなければ審査請求というものはあり得ないわけです。それでは書くのが当然であるということ、いわば訓示的に規定をしたものでございます。

つまり、私も審査請求書の記載が不備であるから直ちに却下するなどというところは全然考えておりません。もちろん、期限を超過したということとは別といたしまして、直ちに却下をするということにはいたしません。補正を十分に利用していただいて、お互いの請求の趣旨を明らかにすることを前提としております。一々補正でそういうことを直していただく必要がないように、この三項の規定を書いたわけでございまして、どうしても要るかという御質問でございますが、要るかというよりも、これを書くほうがより法律のシステムとして親切であるという意味でこれを書いたわけでございます。そういうわけではこれを落とす理由はない、かように考えます。

○広沢(寛)委員 親切だと言いますが、ところが、審査請求人にとって非常に不親切な感じがするのです。税調の答申のときには例の、計数的に明らかにしなければならぬという条項がありま

した。ね。資料を出さなければいけません、それがここで削られたという理由はどういう理由なんですか。

○吉國(二)政府委員 税制調査会で計数的に明らかにすることを要求すべきだといっておりますのは、税制調査会としては、税務署側も決定に対しては理由を明らかにする、同時に、納税者側もそれに対して合理的な不服を申し立てるべきだ。これがいわば本質的には不服審査なり権利救済の本質である。権利の上に眠っているということでは困るのであります。権利を主張すべきものは明確に主張すべきであるということ、諸外国においても同じような規定を設けております。それがいいであらうということ、明らかにしたわけでございます。計数的資料というものが必ずしも明らかにならない場合も、これはあり得ると思えます。そういう意味では計数的資料を必ず添付しなければ不適法であるというたてまえは、現在の納税の段階ではちょっと過ぎるという面もございします。むしろ理由なり請求の趣旨なりを明確にするということにとどめるのが適当であらう、かような判断をいたしたわけでございます。

○広沢(寛)委員 そのちよつとき過ぎるという、それが重要だと思つて、つまりこれは举证責任の問題になりますけれども、それでみんな最後までこだわらなければ、結局ここがおかしいと明確に指摘できなくとも、どうもわからないうと、推計課税の根拠でここがわからないと思つたときに、もちろん計数なんか示すことはできない。そういう人たちが来ることはあるのです。ね。そういう場合に、そんなことはないだろう、自分で全部立証しろというのはおかしいというわけですね。だから計数や何かも明らかにしないので、それは酷だといまおっしゃったのですから、そうすると、いままで阿部委員が言ったように、正当な理由ということと二項で書くのだから、新しく三項なんかは入れなくていいのじゃないかという議論が成り立つのです。

も、この大蔵省主税局で出した政令案の要点の中には「審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料等は、審査請求書に添付するように努めるものとする」と書いてあります。そうすると、やはり条文からは取つたけれども、しかし、実際はこういうものは政令でもって要求されていくのだというところになると思うのですが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 まさに「努めるもの」として、「努めるもの」として、法律上の要件としてないわけですね。しかし、正しい裁決を受けようとするならば自分の主張を明らかにすることがこれは当然のことであらうと思つて、したがって、そういう審査請求の本質は、やはり納税者、税務官庁あるいは審査官庁相互に協力をして、正しい所得の発見につとめるというところにあるわけでございます。それから、そういう審査のあり方というものを前提とすれば、なるだけ計数的な資料をつけることが望ましい、これは当然のことではないかと思つてございします。

○広沢(寛)委員 そうするとまず第一番目に、私の主張は、これは削らなければいけません。削らなければいけません。理由は、どうしてもいまの御答弁や何かでもってそういうことは心配ないと言われている、法律というものは生きていて、そのあとでうっかり解釈されて、それで却下の理由になつたりその他のいろいろのことになつたら、きわめて不親切である。だから削つたほうがいいというところですが、今度は百歩譲つて、これは訓示規定であるという主税局長の答弁ならば、法律も政令も両方とも「ものとする」というのは訓示規定だということになれば、これを理由にして却下したりその他のことはしないというわけですね。これはもうはっきりしていただきたいと思います。

いからといって却下するようなことは扱いとしてをやつてはいないのでございまして、そういう意味でそういう御心配はないと私は思つております。

○広沢(寛)委員 それではこの政令案の要点のうちに、さらに今度は「ものとする」というやつを、計数的に説明する資料も出せというように書いてつけ加えるというふうなこの政令のあり方じやなくて、これによつて計数的に明らかにするものではないけれども、そういうものはどうして必要要件ではない、だけれどもこういうことにしたほうが便利であるというふうな解説があつて流したり周知徹底する気持ちはございしますか。

○吉國(二)政府委員 本法律が成立いたしましたならば、十分に解説をいたすつもりでございます。この辺は一番大事なところでございしますからその点は明らかにするつもりであります。

○広沢(寛)委員 その点しかと約束したと思うのですが、社会党の立場からいえば、これはやはり念のため削つておかなければならない問題ではないかと思つております。

次に、今度は答弁書の提出の問題ですが、いままで協議団にどういふ答弁書を出したか、お聞きしたいと思つております。協議団が言った場合に、国税局長や何か答弁書を提出しましたね。その内容とか具体的なことを承りたいと思つております。

○龜徳政府委員 現状は形式的に答弁書という形を必ずしもとつておらないようでございます。

○広沢(寛)委員 なぜとらないのですか。つまり、間違つてやつた。不当処分したとか不当な所得税をかけた。で、不服が出た。そうしたら、原処分庁に対して、おまえさん、どうしたんだという答弁書を求めないで、どうやって公平な判断できま

すか。

○龜徳政府委員 いわゆる形式的に様式を整えて答弁書というものを一々形式的にとつてないという意味でございまして、納税者の主張と原処分庁の根拠が正しかったかどうかというところは、当然

の実態に即して調べなければいけないこととごさ
いまして、税務署の課税の根拠いかんその他とい
うことは十分調査いたしております。私は、た
だ、いま答弁いたしましたのは、形式的な答弁書
というようなかっこうでやっておられないという
だけでございます。原処分庁の課税の根拠いかん
ということは十分やはり、片や調査して、納税者の
言いが正しいかどうか、双方見比べて決定いた
しておるような次第でございます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、ここに「答弁書
を提出させるものとする。」これも「ものとする
。」というんですから、訓示規定ですね、さっ
きは「ものとする。」でもって訓示規定だと言
うんだから、そうすると、ここでも「ものとする。」
とあるのですよ。九十三条の終わりごろですね。
そうすると、これは答弁書を提出しなくてもいい
というように解釈されますか、どうなんですか。
○吉國(二)政府委員 国税不服審判所は、法律の
定めるところに従ってそれを忠実に履行する義務
を負っておりますから、「答弁書を提出させるも
のとする。」訓示であつても、それは当然守る義
務があるわけでありまして、答弁書を提出させない
というのではないというふうにお考えをいただき
たいと思います。

○広沢(賢)委員 そこがおかしいんですよ。その
場合の権利救済機関なんですからね。だから、一方
のほうにも訓示をしておいて、正確な資料や何か
を出せ、ここがおかしいと思うと言ったら、い
や、もっと正確な計数や何かの資料を出せと、こ
う言っておいて、そうして今度は、その当事者に
対して、間違つた処分をやったかもわからない原
処分庁に対して、やはり訓示規定で答弁書を提出
させるものとする。」というんじや、平等なよう
に見えてきわめて不平等というか、一方的である
と私は思います。

そこで、そのいままでの答弁書、これは行政不
服審査法によって、国民はだれでも、いろいろ官
庁が間違つたことをしたときに答弁書を求める権
利があるのですね。お認めになると思います。そ

れはあると思いますが、どうですか、主税局長。
○吉國(二)政府委員 行政不服審査法によりま
す、「審査庁は、審査請求を受理したときは、審
査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分
庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出
を求めることができる。」さらに三項には、「処分
庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、
その副本を審査請求人に送付しなければならな
い。ただし、審査請求の全部を否認すべきとき
は、この限りでない。」というふうになっており
まして、これは訓示にはなつてなくて、「求める
ことができる。」ということになっておりますか
ら、より弱いと思うのです。

先ほど申し上げましたように、今回のこの九十
三条の規定は「答弁書を提出させるものとする。」
という点では、先ほどの八十七条の三項と同じよ
うな表現になっておりますが、先ほど申し上げ
ましたように、行政官庁としては法律を守る義務
があるわけですから、したがって、これは正確に
提出をするということになるわけでございます。
先ほど不平等と言われましたが、納税者のほうも
訓示規定である。そういう意味では、納税者のほう
はこれを守つていただくことが一番いいわけ
でございますが、拘束力はない。しかし、行政官庁
としては、法律に対して拘束力を感じておりこ
とで、大きな差があると私は思っております。

○広沢(賢)委員 それをどうして不平等とかや
ましく言うかという、ここにひとつ資料がある
のです。
志場さんの時代の東京国税局長から、土井さん
という大田区中馬込に住んでいる人に対して「行
政不服審査法に基づく書類等閲覧請求について」
という回答があるのです。その回答で「書類等
閲覧請求については、次に承認します。」とい
って、これこれと書いてあつて、日時、場所を指
定しているのですが、その書類となつたら「閲覧
を承認する書類」「昭和四〇年分所得税確定申告
書」それから「昭和四〇年分所得税更正決議書」。
それで、これは前から本人は持っているのです

ね。理由を求めたい、不当なんだから、これこれ
ということでもって書類の閲覧や何かを求めた
ところが、これしか見せてくれないというやうな例
があるのですが、国税庁長官、こういうことで人
民の権利の救済ができますか、お答えください。
○龜徳政府委員 あるいは私の答弁が的確でない
かもしれませんが、現在、答弁書を取る仕組みに
なりますと、いまおっしゃる問題があるうかと思
います。いわゆる答弁書を現状では、形式的に
処分庁から提出を求めなければならぬという仕
組みになっておられませんし、おそらくはその立場
で答弁書を求めておられないケースではないか。し
たがって、閲覧できる書面を、いま先生申し上げ
られた点だけだったのかと思ひますが、なお、い
きなり御質問で、私も詳しい状況がわかりませ
んから、もう少し若干、私、答弁不十分じゃな
いかと思ひます。いずれ、その書類その他を十分
検討させていただきます、お答えさせていただきます
たいと思います。

○広沢(賢)委員 その書類は、これは普通たいが
いこれでもってやつておられるのだと思ひますが、そ
の中で一番重要な問題は「あなたが閲覧を求めて
おられる「原処分」ならびに異議申立てに対する決
定の基礎になる調査内容を記載した文書」これ
を見たのです。それは、税理士だつて本人だつ
てだれだつてこれを見たいのです。これは「税
務執行上の秘密にわたる事項の記載があり、これ
を開示することは、税務執行上支障を生じますの
で閲覧に供することはできません。」それで、あ
なたの持っている更生決定でもってこれは見せて
やる。何たるこれは失礼きわまる、こんなばかげ
たものを実際出しているんですよ。
それで、もう一つ例があるのですが、これは八
王子で、税務署長や何かに対していろいろ交渉し
たときに、反面調査の問題があるんですがね。
「第三者にも質問検査権は発生する。納税者以外
の財産も無断で調べてよい。」これはあとで問
題になります。「反面調査も無断でできる。その
結果、商売に影響を与えてもそれは関係ない。」

それで「更正に対する根拠はなにか。」という問
いに対して「みなさんの一番知りたいところだろ
うが、手の内は教へられない。」なんて言つてい
るんですよ。こういうことを言っているんですよ。
つまり、推計課税をして、それでいろいろ
やつてみて、みんな文句を言つて、不安を感じ
る。そうしたら、その根拠は何だと思ひたら、皆
さんの一番知りたいところだろうと思ひけれど
も、そいつは教へられないんだという、こういう
態度で一番初めから始まつておられるんですよ。それ
で、結局、最後に、調査したり何かすることは税
務執行上の秘密にわたる事項だから答えられな
い、出せませんというので、年がら年じゅう
ずっと拒否されているのです。それで、異議申
し立てをしたり審査請求をしたりして、どうや
つて権利救済されますか。自分の主張ができます
か。つまり、民事訴訟だつて何だつて手続はみん
な同じですが、フェアプレーの原則でいかなけれ
ばいけないでしょう。まず主張を出し、それから
相手の反論があつて、相手がなぐつたんだから相
手をなぐつた。反論はこつちのほうにあるのです
よ。挙証責任の根拠も示さないで、それでこうい
う形でやつていたんじやどうにもならぬでし
ょう。どう思ひますか。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕
○龜徳政府委員 何しろ、先生は具体的な事案で
御質問になつておられますが、私はいきなり話
で、その点が十分キャッチしておりませんので、
一般的にある程度お答えいたします。
やはり率直に申して、納税者の方もちゃんと帳
簿をつけていただいて、そして申告していただい
れば、どだいそういう問題が起らないというこ
とが第一点あるうかと思ひます。やはり帳簿をつ
けておられないという場合には、どうしてもやむ
を得ず推計課税をせざるを得ないという問題もあ
るうかと思ひます。しかし、いづれにしまし
ても、今後のやり方といたしましては、再々主税局
長が申しておりますように、今後更正いたします
ときに、やはり根拠を示して更正するというふう

に改正されております。非常に改善の方向で進んでおりますが、同時に私、こういう際に申し上げたいことは、納税の義務というか、やはり帳簿をつけて、所得はこうだということで自主的に申告していただく。そのためにはちゃんと帳簿をつけていただくということがたいへん必要なことではないか。ですから私の気持ちには、そういった個別の問題のその一つ前に、簡易な帳簿でもつけようかと思うのですが、基本はどうだ、経費はどうだという大まかなことは記帳していただく。またそうしなければ、申告納税制度といいますが、みずから所得を申告して納税するといことができないわけでございますから。また、そういう帳簿をつけていただくままですらば、こういうお互いの混乱というものがなくて済むのではないか、かように考える次第でございます。

○広沢(賢)委員 それは大体そういう御答弁になると思うのです。ところが白と青とが、青がいい、青がいいと言ったって、まだ青色申告にならないで白になっている。御存じでしょう、庶民の生活でなかなかそこまでいかなない人がいるんですよ。だから、そういうことを言ったって、こういう形で推計課税の根拠を一切示さよといふことの論拠にならないのです。帳簿をつけてないから推計課税したんだ、しかしその根拠はこれこれです、その根拠がわからなければ納税しないのですよ。そういうことを続けていて、しかもここで今度は答弁書の問題が出てくるから、私はやがてましく言うのですよ。推計課税の根拠を示せないというところについて、一般論でいいですよ。いま言った税務署長さん、名前は言わないですが、こういう返事をしたら行き過ぎだと思いませんか。どうでしょう。

○龜徳政府委員 確かに申し上げるような点がございまして、今度の改正で、やはり白色といえども更正に對しまして処分の異議申請がありましたらば、なぜ更正したかという理由を出すということに改めているわけでございます。ということば、現在われわれのほうからいえば、帳簿をつけ

ていたきたいという気持ちも当然強いわけでございますが、さりとてこちらで推計課税でやるというならば、推計課税でやりますということと言わなければならぬまいというところで、今回の改正に主税局で踏み切っていたいたような次第でございます。

○広沢(賢)委員 わからないのですがね。それじゃどういふ改善があったか。それじゃ推計課税についての根拠を全部示すのだ、こっちは示すのだ、公平に調べてもらうのだということについて、いままでのようなこういうひびき答弁書の出しっぱなしとか、こういうことはいいのだという保障はこの条文で、それから政令事項ではどうなっているのか、もう一回お示し願いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 八十四条をあらわしたきますと、第五項に「異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由において、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならぬ」ということがまづまづございまして、それから百十一條でございまして、「教示」の規定がございまして、この中に「異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分を審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面であつて直ちに審査人に教示しなければならぬ。」「第八十九條第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。」ということになっておりまして、このときに理由を示す。さらにシステムといたしましては、先ほど申しました八十七條の第三項で、その理由に基づいて、対応して、その趣旨及び理由を明らかにすべきであるというところをいっているわけでございますね。さらにそれを受けて、答弁書の提出の第九十三條の二項には、「答弁書には、審査請求の趣旨及び理

由に對應して、原処分庁の主張を記載しなければならぬ。」ということになっておるわけでございます。いまして、それぞれお互いに脈絡をつけて、お互いの主張を交互に明らかにしていくということによって、審査請求をできるだけの合理的な解決策に乗せていくという考え方をとっているわけでございます。

○広沢(賢)委員 そうすると、問題点がしぼられてくれば、この八十七條三項はますます必要ないということになるわけですね。なるのですよ。それでもう一つ国税庁長官にお聞きしますが、帳簿をつけていない人の場合非常に気の毒な例があるのですね。こういう場合にそれじゃどういふふうになるかを具体的に探っていきま。

これは長男が身体障害者で、七十九歳の人です。ある宗教団体に無償で自分の土地、建物を提供した。その宗教法人が解散して土地、建物が返された。そして世田谷税務署はこれを一時所得として課税した。不動産所得が二十一万七千二百八十六円、一時所得が六百一十七万七千三百三十二円、合計所得金額が——この金額はちよつとあれにしますけれども、事実は事実なんです。それで合算課税がかかってきたわけですね。同人は、法人解散と同時にいろいろと仮登記して、むずかしい話はずっとあれにして、とにかく毎月、月収二万円の中にも二千元の分納をしると言われてきたのです。したがってこの人は、この国税に相当して特別区民税が二十六万円かかってきて、健康保険料もこれにさらに加算されて五百円から一気に四千六百六十円に上がった。それで床についている身体障害者、七十九歳の病人ですから、それで世田谷税務署にあてて嘆願書を出して、どうしてもこれは払えないということをやたら、それが却下されて、公売予告通知書が来ているという例があるのです。こういう場合、却下されて、どうしても払いたくないというところなるわけでしょう。そういう場合に、税務署でもってどうにもならぬという段階ですね。こういう人たちは一ぱいいると思うのですよ。

こういうときには、簡単にいうと、帳簿の問題とか何とかいうことじゃないのですよ。そういう場合に、たとえばその人がいろいろの要求を持ってくる。そうすると、これはやはり事実認定だと思ふのです。こういう場合に法規のしやくし定木でばりばりとやれますか。

○山下(元)委員長代理退席、委員長着席

○龜徳政府委員 ちよつと事実関係がはっきりしないのと、それから私、先ほど帳簿をつけていただいたいと申したのは、いまおっしゃったようなケースではございまして、やはり営業を続けておられる方々について、主として日々の売り上げは幾らかというところについてはつけていただきたいという趣旨で申し上げたので、いま先生おっしゃいましたのは、一回限りあつた行為に關連して、たとえばちよつと宗教団体に貸した土地がまた返つて、相当複雑なケースのようでございますが、そういうふうなものは一々の、私が先ほど申した記録とかいふことでなくして、お寺に貸してまた戻ったといふことは、やはりお寺のほうに聞けば実は事情はかくかくだといふお話も伺えますので、そういうことを聞いて、これは帳簿の問題というよりも、そういう事実関係を明らかにしてどうするかという問題かと思ひますし、またそういう問題のときに、特に納税者の方がそういう事情であればやはり親切にいろいろな状況をキャッチして処理しなければならぬかと思ひます。ただその具体的な事実がよくわからないものですから、むしろ相当個別的なケースのようでございますから、私また先生からいただいて、どういふことになっておるか、調査してもよろしいかとも思ひます。ここで答弁するにはよく状況がわかりませんので、この程度にさせていただきます。

○廣沢(賢)委員 そうすると、これは当然やはり法律のしやくし定木やなんかでいかなないケースがここに一つあると思うのです。もう一つのケースは、この間話しました営業補償ですね。たとえばこれは大阪の例ですが、都心

して、その審査請求についての審理を遂行して、その審査請求の目的を明らかにするに必要なもの、その範囲は、審査請求の申し立てによって当然違つてくると思ひますけれども、審査請求者の主張する内容を明らかにするような取引の相手方等をさしてゐるわけでございます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、いふ広い範囲で、ここがおかしいと思つて言つてきたならば、それじゃ調べましようということで、たとえば八百屋さんの親類から何か、みんな質問して回るといふことなんですね、税務署がやつてゐるやうな。そういう質問のしかたをもう一回ぐるっと繰り返すといふやうなことをやられるおそれはないかという問題は、御承知のとおり、だから社会党の案では、御承知のとおり、訴え出た者についてはそのまま差別待遇をしてはならないといふことを特に入れなければならぬといふことで、これは渡辺さんも賛成すると思ふのですが、そういうことまで入れない、たいへん納税者といふのは大ダマキに上つて返されるのじゃないか、税務署がこわいという気持ちがあるんですよ。したがつて私は、その関係人、参考人といふことについてのはどのくらいの範囲なのか、銀行まで調べるのか、どうするののかということがやはり心配になるからお聞きするのですが、もう少し具体的に……。

○吉國(二)政府委員 所得といふものが成立をいたしましたためには、当然経済的な取引があるわけでございます。その取引が問題になつてゐる場合には、取引の相手方に対して調査をするといふことが基本的な事実をはつきりするためには必要であるといふことから、一般の所得税法その他においても、納税者と取引のある者については質問、検査に答える義務を課してゐるわけでございます。そういう意味では、その範囲と、ここにいう関係人の範囲は、審査請求の対象となるものに限る限りでは制限されておりますが、同じであると思ひます。

なお、国税審判法案においても、「事件関係人又

は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること」という同じ規定が入つておりますので、たぶん範囲は同じであらうと思ひます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、前の規定にあるからといつて安心できないので、罰則というものが新しくつけ加わつたのです。それがあつたら種々考へるのですがね。この罰則は、この間阿部委員が質問して非常に重大な問題になつたと思うのですが、一番重要なことは、これは八百屋さんの取引先その他にもどんでん入つて、黙秘ができないといふことになる。これは悪質な大口脱税の場合を想定しての、たとえば国税犯則取締法や何かはやつたんだらうと思ふのです。ところが、これは私はおかしい、こんなに税金をかけられてゐるとか、営業補償が経費だと思つたのにかかれてゐるとか、黙秘もできないんです。親類のおばさんのたんす預金まで調べられるなんといふことになる。これは権利救済どころか、逆に調べられちゃう。そういうこわい気持ちが一掃になつてしまつて、だれも権利救済機関と思わなくなつてしまつて、それなんです。その点については、何かちゃんと安心するやうなことはないのですか。やっぱり罰則はやらなければいけないのですか。

○吉國(二)政府委員 先般も申し上げましたが、行政不服審査法におきまして、質問、検査を行なう場合には、当該異議審査庁の権限による質問、検査をあわせて行なうことができるということになつておりました。それだけの行政官庁に対してしまして、質問検査権を規定した事項はたくさんございまして、それらがいづれも罰則がついておるということも御承知だと思ひます。つまり、行政の遂行のために国民に対して協力義務を課してゐる場合に、その協力義務に対応した措置をとらなるときに罰則を科するといふことは、いわゆる黙秘権に対する違反であるといふことはいえないはずでございます。黙秘権といふのは糾問手続に対する保障としての刑事手続における黙秘権をい

うわけでございます。行政上の、あるいは公共の福祉のための受忍義務といふものに違反した場合に罰則を科せられるといふことは、これは当然ではないかと思ひます。

この質問検査権というものを、従来の協議団の制度でございますと、協議団は当然税務職員でございますので、各税法の質問検査権を行使することができるといふわけでございます。その場合には罰則も全部ついてゐるわけでございますが、国税不服審判所をつくりました場合に、従来どおりにしておきますと、審査請求をした本人まで、調査を拒否した場合に罰則がかかつてしまふといふ結果になるわけでございます。これでは、おっしゃるやうに、審査請求しただけ損だといふことになるかもしれませんので、審査請求人及びその関係者につきましては、調査の拒否をいたしましたも罰則は適用しない。ただ、あなたがおっしゃることとが事実ならば見せていただきたいといふのを見せなければ、その事実がなかったものとみなされて判断を進めていくといふことにとどめれば十分ではないかといふことになると思ひます。ですから、今度国税不服審判所法で罰則を設けたといふのは、むしろ従来の各税法の罰則を排除をいたしまして、各税法よりもゆるい、つまり本人と関係者につきましては罰則を適用しない形の質問検査権を設けるために必要であつたわけでございます。これをもし設けないとすれば、従来どおり本人に対しても罰則の適用のある質問検査権が残るといふ結果になると思ひます。

○広沢(賢)委員 本人が罰せられるんじや、これはたいへんな問題です。私はおかしいと思ふ、これは不当な課税だと思つたら罰則適用をされたんじや、目も当てられないんで、これはだれもこんなものは信用しやしない。私が聞いているのは、たとえば本人の家族とか親戚とかよく調べます。税務署について有名な小説家や何か書いたら、その親戚が相当税務署からいじめられたといふやうな話がありますけれども、そうすると、この「審査請求人等は、この限りでない。」

という「等」には何と何が入るのか、それをお知らせください。

○吉國(二)政府委員 「審査請求人等」と申しますのは、審査請求人の配偶者、その他審査請求人と生計を一にする親族、いわば審査請求人と一体をなしてゐる家族といふ感じでございます。それから審査請求人の使用人、それから法人であれば法人の代表者、それから審査請求人の代理人及び納税管理人、こゝにいたつた審査請求人と同じ立場に立つてゐる者をさす予定でございます。

○広沢(賢)委員 そこで、今度は黙秘の問題に入るので、この間渡辺さんも質問しましたけれども、結局国税犯則取締法といふのは犯罪だから黙秘権があるのです。国税通則法といふのは、これは行政調査だから黙秘権がないわけなんです。すると、こゝういふことになります。通則法でもって黙秘権がないんだからといふことで、調べたあげく何かあつた場合に、国税犯則取締法適用といふことになつてしまつたら、そこで基本的人権が侵されるということになります。そういう場合どうなりますか。

○大島説明員 お尋ねの点は、新しい審判所法がない現在におきまして、一般の税法で罰則の裏づけのある質問、検査をいたしまして、それと罰則の規定のない国犯法との適用関係がどうなるかといふ同様の問題が現在あるわけでございます。審判所法によつて新たに提起された問題ではないわけでございますが、現在におきまして、一般の調査で、つまり罰則の裏づけのある調査で何らかの脱税の事実をつかみましてした場合に、これをそのまま告発の材料にするといふやうなことはいたしておりません。あらためて調査官が初めから調査をやります。証拠を集め、罰則の規定の適用のない質問権によりまして質問を取り直すといふ手続を経まして、それで心証を得れば告発といふところまで持つていくわけでございます。もし新しい審判所法におきまして同様のケースがかりに起こつてまいりますと、同様の取り扱いにならうかと考えております。

○大沢委員 一般の大口脱税者に対してはそうでしょうね。ところが、問題は、行政不服審査法やその他でもありますが、たとえば労働基準法違反だとかその他の問題のときは、これはやはり調査して、答えなければいけませんということになるけれども、これは全然性質が違います。結局、大口脱税や悪質脱税に適用されるような罰則その他の規定を権利救済の国税通則法の一部改正案に押し込むから、いろいろそういう疑問が出るのだと思うのです。それについてはどうですか、主税局長。

○吉國（二）政府委員　先ほども申し上げましたように、行政の段階で事実を明らかにするために、関係者等に質問に対して答弁する義務を課し、あるいは物件の検査の義務を課している場合に、それを拒否するということ自体が義務違反でございます。義務違反に対して罰則のないということはあり得ないわけでございます。強制のない法律というものは考えられないわけでございます。こののを審査請求人とはかわりない他人でございすかか得ないということになります。その点は程度度の差は違ひますけれども、同じことが先生御提出の法案にもあるわけでございます。これは罰則でも過料ではございますけれども、そういう意味では受忍義務違反に対しては一般的にそういう制裁があるということとは、法律の姿として当然だと思います。

○広沢(賢)委員 私さつき言い違へまして、行政不服審査法には罰則はないんですね。国税関係やなんか、いろんなことに伴つて出てくる。そうすると権利救済というからには、行政不服審査法にはないんだから、権利救済という趣旨だったらこれも同じなんだから、わざわざこれを入れないで、そのほかの法律の適用でやったら、仕分けて、権利救済と大口脱税を仕分けるのがほんとうじゃなからうかと私は思いますが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 それも先ほど申し上げましたが、行政不服審査法は一般法でございます。

たがって、一般法であるだけに当該質問、検査に対応する罰則が各法律によって必ずしも一律でございせん。それに一般的な罰則を加えるということは適当ではないので、行政不服審査法といたしましては、行政不服審査法の質問、検査とともに、実体法に基づく質問、検査を妨げないという規定をわざわざ置いているわけでございます。つまり行政不服審査法では、異議審査庁というのは当該官庁ないしはその上級官庁でございますから、当然、実体法による質問検査権があるわけでございます。そのおのおの質問検査権を行使して、それに違反した場合にはおのおの法律の罰則を適用するのが妥当であらう。たとえばある法律で過料を規定している場合に、不服審査法が一般的に懲役とか罰金をやった場合には、むしろ不服審査をしたために重い罰則がその件については適用になると思います。そういう意味で不服審査法は一般法として固有の罰則は定めませんでした。その対象の案件についてはそれぞれその基礎になるような実体法の罰則が適用になるような配慮がしてあるわけでございます。そういう意味では、国税通則法で今回の不服審査所について一般の税法の罰則を適用することも可能であったわけでございますけれども、その場合には先ほど申し上げましたように、いまの一般の税法では納税者本人及び取引の相手方、いずれも質問、検査の受忍義務違反に対して罰則が科されております。しかるに本人が不服を申し立ててきて、いまの課税決定よりも少なくしてほしいという要求をしている者に対して、その人が必要な事実を開示しないということによって罰則を科することは本来矛盾しておりますから、その場合にはその主張の事実を認めないで判断を進めれば十分であるということで、各税法の罰則のある質問検査権は適用せずに、本人に対しては罰則の適用がない、取引の関係人についてだけは一般の税法と同じ罰則のある質問検査権を創設したわけでございます。この国税通則法は税法ではなるほど一般法ではございますけれども、行政不服審査法に対しては一種の特別法でござい

○広沢(賢)委員　そういう積極面を取り上げています。そういう意味では別の扱いが必要であつたんだ、かように考えておるわけでございます。

ますけれども、実際はそうじゃないでしょう。さつくばらんにいえば、いろいろと検査を拒み、妨げ、忌避し、もしくは偽りの記載をした帳簿を出した者には三万円以下の罰金に処するというところで、簡単にいうとおどしあげるというわけですね。たとえば前国税庁長官の泉さんにまことに牛乳なのですが、この前私きつく言ったのです。圓和信用組合なんか警察官を入れてだつとやるという場合に、いろいろともんちゃくが起こる、そういうしたときにこれがあるぞというわけでやられると、いうのがここに入っておるのではないかと思うのです。そうでなければ、どうして入れたか私はわけがわからぬ。全体として見て、そういう点でどうも納税者を何か脱税するもの、悪人であるというも、納税者不償の原則が働いておるわけですね。そうしてこいうふうになっておるのじゃないか、私はそういうふうに思わざるを得ない。

そこで、もう一つお聞きしますが、前に立ち入り検査のことがありました、この場合には十九七条ですね、「その他の物件を検査する」ということになっておって、立ち入りが入っておりませんが、立ち入り検査はしないのですか、立ち入りはしないということですね。

○吉國(二)政府委員　検査をするということができれば、その前提として立ち入りはできるという前提でございます。

○広沢(賢)委員　そうすると、これは立ち入り検査を取ったけれども、立ち入り検査をするということだと、簡単にいいますと強制査察をするということになりますね。どうですか。

○吉國(二)政府委員 これは検査にいたしましたも立ち入りにいたしましたも、本人が拒否すれば強制はできないことは当然でございます。裁判所の令状を持っておる国税犯則取締法による立ち入り検査でなければ、本人が拒否すれば任意調査とございますから、これは入るわけにはまいりません。

ん。したがって、そういう場合にその義務違反に
対しては罰則を科する、かようなことになってお
るわけでございます。

○**庶民の委員** そうするとますます権利が剥奪ではなくて罰則適用とかその他立ち入り検査のほう
が非常にきつい感じがしてしょうがない。質問を
まとめるといふ御注意なんです、まとめるとい
うことにならないんですね、まだ一ぱい聞きたい
ことがある。

そこで、こういうようになったということは一番初め私は、これこれ的確には示せないが、どうもわからないからこの点についてどうなんだというように税務署に聞いてくれ、つまり争点主義です。渡辺さんがおるから非常にあれですが、ここで与党の方でもこう言っているんですよ。「争点主義についてですが、これは不利益処分をしないことを法の明文をもって規定すべきである」と思いうる。」ということとは、結局いろいろさっき言ったように、調査する、罰則を加える、その他だつとくる、こういう形で訴えたがために不利益処分になるようなことがあってはならない。これはあたりにまえてすね。さっき罰則は本人に適用しないということはそれだと思ふ。だから不利益処分について法は絶対しないのだという約束だけではだめで、法の明文をしなければならぬというように渡辺さんは言っている。これはあとでまた渡辺さんが質問するときにどんなもつときつく出すと思ひます。それから「審判所の審査は本来、権利侵害を受けたりとする納税者の権利救済が主目的であつて争点主義によるべきことは当然の理であります。総額主義で別の処分決定を行なう」といふことは、いたずらに事務の複雑「さっき大蔵大臣が言った事務の複雑です。」「審査の遅延を招来」それだけ納税者を苦しめることになる。だからそれだけ大蔵大臣が言ったのはまさにこの点です。総額主義ではこれは困る。この前私が質問したとおり、大きな会社はこれは争点主義なんです。総額主義は大きな会社でやるということはないのだから、八百屋さんや魚屋さんがみないじめられる

ということになる。だから原処分が見過ごしたとあれば、審査差し戻し請求をすべきであって、総額主義をとるべきじゃない。これについて主税局長はどう思いますか。

○吉國(二)政府委員 まず不利益処分につきましては、これは明文で規定をいたしております。第九十八条二項「審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない」ということで、これは法律で明文で定められております。御承知のとおり、各国の例を見ましても、行政段階の審査あるいは不服申し立てというものは、いわゆる行政の見直し処分ということを前提に考へておるわけでありまして、したがって、普通はこういう不利益処分の規定はないのでありますが、従来わが国では不利益に変更することはやらないという慣習があります。慣習ではなるほど十分であるというので、今度は明文にいたしたわけでありまして。

なお、先ほどからいろいろ質問検査権の話が出ておりますが、これはもう先生も当然御承知だと思っておりますけれども、審査請求に対して審査をしておる、その場合に、従来更正決定をした額以上にまたふやそうという意図で質問や検査をするわけではなくて、不利益の変更をしない前提でございますから、質問、検査で何かを調べてやろうというのが目的ではないので、審査請求人の申し立てをできるだけ真実に把握する、その裏づけをするための検査であります。本来ならば、それが真実ならばだれも黙視するわけがないわけのものであります。したがって、質問、検査の罰則を適用するようなケースはまず起こらない。また、この罰則が適用になった例もほとんどないわけでありまして、ことに審査請求の場合に、これを黙視するというになると、審査請求自体が、一体何をしておるのかわからぬというようない結果にもなるかと思うのでありまして、そうい

う意味では、この質問検査権というものは、全くいわば法律の義務というものを明確にするためのものである、かようにお考えを願っていると思ひます。それは同じことが国税審判所法にもあるわけでありまして、これは国税審判所法がやはり法律としてのいさいをなすためには、やはり罰則をつけて、質問検査権を置く必要があったということと同じだと思ひます。

○広沢(賢)委員 繰り返してもしようがありませんが、大体うまい答弁なんです、そのうまい答弁を繰り返すとひっくり返しますね。あとでこれは逐条的に速記録でひっくり返してみますが、ひっくり返すと、やはり争点主義で親切に納税者の不服を聞く。罰則はあまり書かないで、争点主義なんだから、そんなに書く必要はない。そんなに調べるということじゃないから、あつちからこつちからずつと調べてつてを回つてやるというやうな反面調査というか、立入り検査や大口脱税を調べるやうな規定は必要ないのです。主税局長言つたことを裏返しにすると、大体これじゃあんまり人を疑つて、納税者を疑つて、それから不服申し立てをした人を疑つて、調べることはかりに力点が置かれておるやうな感じがするのです。しかも原処分庁の答弁書には、これはさつき私が実例で示しましたとおり、きわめてもう木で鼻をくくつたやうな答弁書で、答弁書にならない。閲覧の許可条項というものがあつて、それについて、ここではたとへば前と同じやうな文句で、させるものとすると、もしくは正当な理由があつた場合にだけ閲覧を許可しないとかいう形で、ずつと範囲を縮めておる。したがつてこれから見ると、どうも私はフェアプレーでない、不服申し立てをした審査請求人と、それから代理人と、それから原処分庁とちゃんと見比べてやるという点については、非常に手落ちのあるやうな——これはいままでの実績がそうだからです。どうしてもそんな感じのする条文がずつとあるのです。そこで、あと今度審査会その他の大事な問題に入りたいたのですが、これは時間の節約で、あとの

委員の方に譲りまして、そのかわり、先ほどやつた解決しない問題点について、若干御質問します。それはどういふことかという、幾ら力説しても私たちがどうもこれはおかしい、あぶないといふことで一般にずつとみんな言われておる理由は何かという、いままでの税務署のやり方その他が、相当きついているのです。きついやり方の中でのいろいろ例があるのですが、二、三お聞きします。結局そういう形に持つてこさせる。税務大校を卒業した人を、どんどん協議団の中に入れますね。最近入れますが、その税務大学の教育のしかたなんです、二、三私の聞いたところでは、税務大学に生徒の各寮がありますね。その寮の中のとびらが、全部窓口を切つてのぞき込むやうになつておる。つまり監獄ですね。ああいうやうな部屋がずらつと並んでおるというのですが、国税庁長官、知つていますか。

○龜徳政府委員 監獄にしておるといふ、先ほど来非常に極端な表現でおっしゃつて、はなはだ私もそういう意味ではちよつと誤解を皆さん生じやすく困ると思うのですが、決してそういうことではございませんで、一年間これは職場教育でございますから、税務大学を卒業いたしますと、直ちに税務の調査といふか、納税者の方の権利義務に関連するいろいろな調査をしなければいけません。これらの職員の教育にしましては、質的教育、いろいろな面でやはり第一線の職員として恥ずかしからぬ人を養成しなければならぬといふことで、非常に苦勞しておるわけでございます。ただ一つ規律を正す意味で、全員全寮制度はとつております。しかし、そのことが直ちに監獄生活だとおっしゃるのは、ちよつといかがかと思ひます。そういうことは、そういう監獄生活などをやっておらないといふことを申し上げます。

○広沢(賢)委員 この問題、この次に回せと言つておられますけれども、つまり私が聞いておるのは、監獄生活であるといふことを言つておるのではない。そうおこらなくてもいい、とびらに一つ

ずつのぞき窓があいておるかどうかが聞いておるのです。それを国税庁長官、御存じですか。

○龜徳政府委員 のぞき窓かどうか知りませんが、全員が出て、もしも留守で、中にどろぼうが入つておつたときに外からわからぬという場合に、わかりやすくするやうなことを考へておるかもしれませんし、何かあつたら全部監獄で、のぞき窓だ、こうきめつけられる考へ方が、私は率直に申して、広沢先生からそういうおこたを賜はるのには非常に残念なものですから、決してそういうことは……。

○広沢(賢)委員 じゃ、それは税務大学に一度視察に行つて、どういふあれであるか十分見てみたいと思ひます。

それから、反省室というものが別にあるのです。悪いことをしたらそれに入れられちゃうという部屋もある。そのほか一ぱい例があるのです。それからどんな忙しむ税務署の中でも、みんなを集めて教養講座と稱してやつておる。そのときの講座の内容が、社会党の中立論なんか、あれはまる裸で危険だとか、社会主義社会になつたら税務署の役人はみんな取つつかまつて何とかされちゃうとか、こういう講義をしておる人がいるのです。そういう先生に講義されておる。そういう事実とか一ぱいあるのです。ここにこんなにあるのです。これはきょうやるともうあれだからというのですが、これはやはりやらないと、どんなに税務署が……(一般質問と呼ぶ者あり)一般質問のときにやりましよう。別にやりましよう。

あと私は、残つてゐる問題としましては、協議団から移るでしょう、この新しい制度に。その移つたときの機構とか何かさつき資料要求で請求しましたが、その今度は、予算どのくらいふえるのか。大蔵大臣も、これはどうしても事務を迅速にやつて、親切にやらなければいかぬ。だからそういう予算、そういう問題について資料を出していただいて、その上でもうちよつと詰めたと思ひます。

きょうは大体これだけですが、きょうお話し

したことで、ずいぶん確認をとっていない問題がありますから、主税局長はいい答弁をしたし、大蔵大臣は権利救済が一番中心だと言っておられるのですから、きょう御答弁いただいた中を全部整理しまして、それで今度は、これを今後確実に実行するのかどうかということについてまた御質問したいと思いますから、大蔵委員長いいですね。名委員長いいですね、もう一回機会をいただきたいと思ひます

○田中委員長 広沢君の申し出につきましては、後刻理事会にはかってお答え申し上げます。

次回は、来たる十日火曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時四十一分散會